

令和元年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年7月10日(水)
招集場所	米子市淀江支所2階 大会議室
開 会	午後2時20分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 非農地現況証明について

(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

(6) 農地転用現況確認書の交付について

(7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(8) 県農業会議会議員の事務報告

(9) その他

議事開始 午後2時20分

議長（高西会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号4番の伊塚委員と議席番号5番の遠藤委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は木村委員です。

事務局（宅和局長）

議事の前に議案の取り下げについて報告します。9ページ番号30番の大崎の議案が取り下げられています。

議長（高西会長）

それでは審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号18の上安曇について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号18の上安曇について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が自宅近くの畑を所有者に購入を頼んだところ、了承され売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は138アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

推進委員の大塚委員から説明してもらいます。

大塚推進委員

18番の議案について説明いたします。7月7日に遠藤委員と現地確認をしています。申請地は上安曇の〇〇の西側に面した畑1筆78平方メートルの農地です。本件は受人の住居近くの畑を受人の希望で売買を行うものです。受人が以前より草刈り等を継続してやっておられた所です。受人は田を1町1反、畑を2反ほど耕作されております。取得する畑は芋を耕作する予定です。家の近くでもあり、非常に一生懸命やっておられる方です。許可については問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ番号の5の安倍について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

5番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請地は、安倍の〇〇の近くの畑1筆で、面積は1,579平方

メートルのうち、373.6平方メートルです。転用目的は農家住宅になります。自己所有地を分筆して建築を計画するものであります。7月3日に現地確認しました。造成計画は盛土を最高50センチ行います。その他の被害防除ですが、敷地境界に擁壁としてコンクリートブロック高さ12センチを3段と4段を設置します。雨水の排水は敷地内溜め桝から農業用排水路へ自然流下の計画です。汚水の排水については公共下水道へ接続します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は水道、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に隣接する農地で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設があるため、管理設道路沿道の区域の第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号の6の大篠津町について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願ひします。

本池推進委員

6番の大篠津町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請地は〇〇の近隣で、外浜道路からほど近い畑1筆で面積は272平方メートルです。転用目的は宅地拡張になります。自己所有地にいわゆる離れの住宅の建築を計画するものです。6月25日に角農業委員と現地確認しました。造成計画は現状のまま整地のみで利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ流す計画と申請地を囲うように排水路がありますので、敷地内溜め桝から排水路に流す計画です。汚水の排水は合併浄化槽から農業用排水路へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は隣接する農地は隣の1筆以外はなく、周辺は宅地等で囲まれているため、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号24の富益町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

足立農業委員

24番の議案について説明いたします。転用目的は隣接の農地を購入しまして、自己用および来客用の駐車場にするとのこと。6月25日に田中委員と現地確認しました。田んぼですから造成をする必要があります。申請地周辺は宅地部分と高低差がかなりあるので、2メートルの盛土を行います。雨水の排水は地下浸透です。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号25の大崎から番号26の大崎について関連しますので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

25番と26番の議案は近隣地で地権者も同じであり、造成計画、被害防除等同様のため、まとめて説明します。転用目的は太陽光発電

施設の設置です。場所は〇〇の近隣の農地で、今は耕作してなくて草が山のように生えています。7月8日に松本推進委員と現地確認しました。造成について2件とも盛土を最高20センチ、最低10センチを行い、周囲にフェンス1メートルを設置します。雨水の排水は地下浸透です。雑草対策は真砂土、碎石敷設する計画です。パネルの管理や総合的な管理などは〇〇がします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も2件とも確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に2件とも該当します。転用について問題はないと思われます。20年後どうするかということですが、パネルの状態を見て再度1年毎に契約をするのか、そこで事業を打ち切るのか20年後はそういうことです。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと聞いてみますが、住宅とはどれくらい離れていますか。

矢倉農業委員

うちの集落と200メートルくらい離れていて、その間に2軒家があるんですけども、〇〇側の方に南側になると思うんですが、住宅には影響無いと考えます。

議長（高西会長）

分かりました。それから、さっき20年後にどうするかという事を言われましたが、今新しい法律で、月々の買電金額の中から一定額強制的に積み立てることになっている。それは言いませんでしたか。

矢倉農業委員

業者からは、撤去は自分のところでしますということで、積立に関する言葉は無かったですが、撤去は自分の責任でやりますと。業者も近所の人ですので責任持ってやってくれるというふうに考えて了解した次第です。

議長（高西会長）

それから最初の法律ではですねえ、20年後は設置したパネルは撤去するということがあったのですが、20年後に状態を見て部品でも取り換えて延長するかということも法的に考えているようで、まだ決まったかどうかよく分かりませんが、そのように聞いておりますので、またその辺を聞いてみていただくといいと思います。

他にご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。番号25と26の大崎について、異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号27の彦名町から9ページ番号28の彦名町について関連しますので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

27番と28番の議案は隣接地で、造成計画、被害防除等同様のため、まとめて説明したいと思います。転用目的は太陽光発電施設の設置です。7月3日に田口推進委員と現地確認しました。造成について2件とも盛土を最高20センチ、最低10センチを行い、周囲にフェンス1メートルを設置します。雨水の排水は地下浸透と、農業用排水路へ自然流下となります。雑草対策は真砂土、砕石敷設する計画です。パネルの管理や総合的な管理などは〇〇がします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も2件とも確認しました。農地区分は規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に2件とも該当します。転用について問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。20年後の事はさきほど会長が言われた通りです。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

米澤推進委員

フェンスですけども、この前和田の方で太陽光を設置したのです。フェンスと言えば結構なフェンスを思い浮かべるのですが、実は

ワイヤーメッシュのフェンスです。そんなものでよろしいのでしょうか。

議長（高西会長）

それはもう一回調べさせますが、フェンスはきちんとしたものじゃないといけんと思います。留任された委員さんは分かっていると思うのですが、日吉津で営農型の太陽光がフェンスが無くて問題になり、県の農業会議で再度現地調査をし、県の役人も連れて来て、なんでこんな事になったかといろいろありました。フェンスはいい加減って言ったらおかしいですが、それなりの物をしないといけないようになっているようです。

米澤推進委員

ワイヤーで、人が入る所も針金で止めてあります。

議長（高西会長）

ちょっとその辺は事務局調べといて。フェンスするのは電気なものですから、子供や人が入った時に感電して事故を起こしちゃいけんということが目的のようですので、いい加減な物では多分いけんと思います。コンクリートブロックみたいな物をしろとかそういう事ではないですが、事務局に調べて後日ご連絡させます。メガソーラーされる時に隣地や集落で子供が遊びに入ると事故が起きればいけんから、そげなフェンスじゃいけんといって、なかなか話がうまくいかんで取りやめになったところもあります。どれくらいの電圧があつてどれくらいというのは分かりませんが感電が心配のようで、特にフェンスの事はきちんとということはあるようです。事務局できちんと調べさせて、後日連絡させます。

他にありませんか。

公本農業委員

太陽光発電は地元委員が説明するのですが、米子市農業委員会として太陽光パネルを設置する条件というのを最低限これだけは、例えばフェンスの件にしても、これこれのフェンスで囲うとか条件設定をして、事務局が業者に対して条件はこうですよ出来ますか、やるって

言ったら認めるような。雑草対策はどうするのか、多分見ますけどもうパネルの周りは草だらけです。だったら防草シートを敷かないといかんとかいうような米子市農業委員会としての判定基準を設けてやったら、一つずつ説明しなくても。

議長（高西会長）

以前にも事務局に言ったのですが、その辺の事はきちんと申請があった時に聞いてするよう話しておりますが、その辺は大事な事だと思っています。一つの例を挙げますと、うちの自治会はそういう物をきちんと作って、今後そういう物が出てくればそれをクリアして何するかとか、排水についても集落が管理する排水路にする時には、環境整備の為に面積に応じて作業負担金をきちんと負担してもらうように。今、話が進みかけているのは45、000平方メートルほどの所にメガソーラーで、最低の事は申請があった時にその辺はきちんと申請をされた人に話をして受けるように事務局に指示しておきますので、今しばらく待つていただきたいと思います。

森中農業委員

関連して聞きたいですけど、太陽光の申請をされる時に、フェンスが無ければいけないというようなことであれば法的にそうだけでも、事務局が受けるその時点でフェンス有る無しの判断はどんな風な考え方で受けているのか、その辺が聞きたいけども。それは最終的に無いといけんという事であれば我々の会議でも賛否の手の上げ方もある。事務局の見解を聞きたい。

事務局（高田主幹）

フェンスの高さにつきましては、被害防除計画の中に設置する高さを記入するところがありまして、それに基づいて確認はしております。ワイヤーメッシュにするとか材質の面に関しましては、確認出来ていない部分もありますので、設置基準について今後確認して、業者に指導したいと思います。

議長（高西会長）

県で調べて、きちんと分かりやすく資料揃えて各委員さんに配布するようお願いいたします。

伊塚農業委員

フェンス、金網、鉄線の金網っていう形ですよ、電気の設備ですので。フェンスも今みたいな話はいけんわね。電気ですからタヌキとかキツネとかシカとか沢山出てきますけども、そういうのが入って来ないように、噛んだりしたら感電です。子供なんか絶対入ったらいけんのがこの太陽光です。金網とか、人が入ったり、野犬が入ったらいけんものです。

議長（高西会長）

最初の頃は、なかなか皆分からんで鉄錠門張ったり、今はそんな事はどうも無いと思うのですが、どっちにしても県に聞いて、分かりやすいように資料作って委員さんに配布しますので、今しばらく待っていただきますようお願いしたいと思います。

他にありませんか。

足立農業委員

事務局に確認したいのは、草が今時期ですからすごいです、どんどん大きくなっているんです。この間も、和田に付けてある人に、どうするかいな草はと聞いたら、業者に任してるんで業者が切るでしょうという返事ですけど、広告に草をきちっとやる、2回は刈りますとかいろいろありますが、まったく書いてないのがあります。

議長（高西会長）

私ら委員が一番心配なのは、転用して太陽光を作られて、周辺に農地があって、それが出来たために周囲の農地に影響がある場合は、良く見てしないとイケんと思うのです。うちの集落は一つ5,000坪のがあって、私が中心となって交渉し、草対策は防草シートを敷いて、15センチ程碎石を敷いて、それから周囲には50センチくらいの排水溝を設置して、東側と西側の低い方には調整溝を付けて、最終的には塩川の上流に放流してもらって。場所がですねえ、農協の選果場がありますけども斜め下みたいな所で、県道下から言えば一番高い所なものですから、豪雨があったりなどいろいろな事があれば被害が出やすい所で、まあきちんと取り決めをして契約書を交わして、もう5年位になりますけど、ぜんぜん問題ありませんでして。やっぱり後のトラブルを最初想像して良く話をしてきちんと取り決めないと、先でトラブルが起きると大変ですから。その辺を委員さんは相談を受けられる時や調査される時には注意して見ていただきますようお願いしたい

と思います。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。番号27と28の彦名町について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号29の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

29番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築を計画したものです。7月4日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土30センチ、周囲は土羽打ちを行います。雨水の排水は雨水枿から農業用排水路に流す計画です。汚水の排水は公共下水道へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、駅・役場から500メートル以内、もしくは1キロメートル以内で宅地割合が40パーセントを超える区域内にある農地であるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

これは田んぼの中の一面に造成して家を建てるということですか。

大縄農業委員

田んぼです。田んぼになっているけども、作っていないです。

矢倉農業委員

30センチの盛土をして、盛土が田んぼに流れる恐れがないかなと思って聞いてみた。

議長（高西会長）

ちょっと事務局聞いてみるけども、10アール当たりの値段が結構いい値段だけども、これは造成費込の金額から逆算して出しているのか。

事務局（高田主幹）

そうなります。

議長（高西会長）

それは地権者が造成をして売られるということか。

事務局（高田主幹）

売買の価格に造成費も込みな価格です。

議長（高西会長）

元の地権者が埋め立てて造成して販売するってことだな。分かりました。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号30の大崎は取り下げですので、10ページ番号31の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

31番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。7月1日に大縄委員と現地確認しました。造成計画は現状のまま利用の計画です。雨水の排水は雨水桝から道路にある暗渠排水路に流す計画です。汚水の排水は公共下水道へ接続する計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。隣接農地同意は申請者の土地以外ないため不要です。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号32の両三柳から番号33の両三柳について、関連しますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

32番と33番の議案は隣接地で、造成計画、被害防除等同様のため、まとめて説明したいと思います。転用目的は32番は進入路と住宅、33番は住宅の建築を計画したものです。7月4日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土90センチから100センチ行います。擁壁は周辺の高さに合わせ、L字擁壁を140センチから160センチのものを設置します。雨水の排水は雨水桝から道路にある既設の道路側溝に流す計画です。汚水の排水は公共下水道へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も2件とも確認しました。開発許可についても見込みがあることを確認しております。駅・役場から500メートル以内、もしくは1キロメートル以内で宅地割合が40%を超える区域内にある農地であるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思わ

れますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。番号32と33の両三柳について、異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号34の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

34番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は農業用施設に該当する鶏卵の出荷作業所です。作業内容は鶏卵の洗浄作業と選別等を行う出荷センターです。申請者は現在、〇〇市に会社があり養鶏場を経営しています。申請理由等ですが、現在の〇〇市の会社敷地には新設するスペースがなく、社員の高齢化等で遠方となると不便なため利便性を考慮し、さらに安来市の取引先もあるため、中間地点に該当する申請地を選定したものです。7月3日に田口推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土45センチ、周囲を高さ90センチから100センチのL字擁壁を設置します。雨水の排水は溜め桝から既設の道路側溝に流れる計画です。汚水の排水は公共下水道へ接続します。その他被害防除対策として、騒音等は外部へは機械からは発生しないとのことですが、民家のある方向は、トラック車両などの積込等ヤードを設置しない設計としています。午前8時から午後5時までの操業であり、早朝、夜間などの事業稼働もないとのこと。洗浄水、薬剤の処理水について、下水道への接続は流量等特に問題はないことも事務局から下水道部へ確認してもらっています。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

卵を洗った排水が下水道に流れる。臭いはしないものかね。

公本農業委員

排水はほとんど表面に出ない。建物の設計は見てないですけども、最近のそういう建物に関しては、汚水的な排水は建物の表面上に出ないような設計をしているのが設計事務所の大体の基本的な方法で、排水は下水管に接続するようにすると思います。

議長（高西会長）

思いますはいけん、事務局が受けた時に、雨水なら分かるけども汚水が出るっていうのはどんな具合で汚水が出るのかわからんけども、トイレやキッチンから出るのは分かるけども、工場でどんな具合になるのか、工場とになると工業排水ってことでまた規制が違ってくるはずだ。

事務局（高田主幹）

洗浄水、薬剤の処理水ということですけども、そのあたりは転用の部分とはちょっと違う部分ですけども、下水道部の方に確認しております。

議長（高西会長）

それは下水道部で聞いたわけか。工場から出た薬品は規制が厳しいぞ。

事務局（高田主幹）

はい、それも確認しました。問題ないということです。

議長（高西会長）

その排水は、一般の雨水と一緒に排水路で放流してもいいってことか。

事務局（高田主幹）

違います。公共下水道に接続です。

議長（高西会長）

今、委員さんは公共下水道にと。

矢倉農業委員

下水じゃなくて、臭いです。

議長（高西会長）

ああ、臭いか。

矢倉農業委員

うちの近所で養鶏所があって、今は無くなっていますけど、ものすごく臭うのです、風によって。ここは卵を洗浄するという事だから、どうかわからんけど、養鶏場とはまた違うかもしれないけど、臭いがしないものかどうか確認したかどうかを聞いているのです。西風で隣に民家があるのでここに臭いが来ないかどうかということを確認したのかどうか。

井田農業委員

島根の方からも来るっていいましたが、卵だけならねえ、そんなに臭いは無いと思います。鶏舎と一緒にならとってもしゃないが。

事務局（高田主幹）

臭いについては、事務局でも他法令、悪臭防止法になると思いますが、そうなったら環境部局の対応になりますけど、発生するのかわからないことについては聞き取りを行っております。基本的には鶏舎とは違うものですので、卵でまったく無臭かと言われるとそうでは無いと思うのですが、基本的には該当するものは無いというのは確認しております。

議長（高西会長）

要するに卵を洗浄する工場と鶏舎とは一緒になっていないということだな。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号35の富益町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田中農業委員

35番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築で、父から農地の贈与を受け計画するものです。6月26日に足立委員と現地確認しました。造成計画は現状のままの使用する計画です。雨水排水は、雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。汚水排水は合併浄化槽から既設の道路側溝に流す計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。隣接農地の同意は分筆した申請者の土地のため不要です。開発許可についても見込みがあることを確認しています。農地区分は、周辺に農地のない住宅等が連たんする区域内的の農地であるため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号36の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

36番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。申請者は食肉の卸業者さんで、近隣に営業所があり、現在の駐車場が狭くなって、車両の台数も多くなって。以前から話があったようですが、今回土地を確保することが出来て駐車場にするようになったようです。7月3日に田口推進委員と現地確認しました。造成計画は現状のまま整地のみを行い使用する予定です。現状も真砂土が敷いてあって草が生えているような状況です。雨水排水は地下浸透のみですが、周囲は2方が宅地であり、擁壁設置済で、現地確認で見いただいているように北側に農地がありますが畑の方が高くなっており、また境界沿いに明渠を切っていますので影響はないと判断しています。また、東側に位置する全面道路が狭いため、近隣にお住まいの方と農家の方の通行に支障がないよう土地の一部をセットバックして通行しやすいよう措置する計画としています。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号37の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

37番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。申請者は隣地で病院経営しており、来客および従業員の駐車スペースが不足気味の状況です。利便性から駐車場を確保したいとのことです。造成計画は盛土80センチ行います。

擁壁は、L字擁壁を高さ1メートルで周囲に設置します。雨水排水は、自然流下により溜め桝から既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号38の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

38番の蚊屋について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請者は現在、市内の借家に住んで3人暮らしでしてありまして、現在の借家では狭いということで住宅を計画されたということです。転用目的は、現地は〇〇の近隣で以前、何度か現地確認しました場所です。蚊屋の田、二筆で合計面積370平方メートルです。造成計画は盛土を50センチ程度に壁をするということでありまして、農地のある東、南側はブロック塀を設置するということでありまして。雨水排水は敷地内溜め桝から道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は農業集落排水へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意は確認してあります。農地区分は、500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当します。現地確認は仲本推進委員と行いましたので、転用について問題はないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。

異議のない方は、挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、13ページ、議案第4号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、13ページ番号1から17ページ番号101を審議します。事務局から説明してください。

宅和事務局長

机の上に、全体図と詳細図の航空写真を置いておりますので、参照いただきたいと思います。

なお、今回の案件につきましては、土地改良区に該当する所は元から除いておりますし、地権者から農地として再生する意向があった場所については判断の対象から除いております。

それでは説明します。番号1から4の大袋ですが、全体図の1ページ目、詳細図の1ページ目です。現況は全て山林又は原野であり、非農地であると考えます。

次に、番号5から番号13の宗像ですが、全体図の2ページ目、詳細図の2ページ目です。現況は全て山林又は原野であり、非農地であると考えます。

次に、番号14から101までの古市、新山ですが、全体図では3ページ、詳細図では3ページから13ページです。現況は山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議をお願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

遠藤農業委員

説明いたします。現地は2月から3月にかけて地元推進委員と私とで確認しました。現況は、写真で見ても分かりますように、山林原野に認定して問題無い状態でした。よろしく願います。

議長（高西会長）

事務局と担当委員から説明がありましたが、何かご質問ご意見はございませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、18ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、22ページ番号7-5を先に審議します。関係者の〇〇推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

22ページ番号7-5は、再設定です。

以上、番号7-5は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。〇〇推進委員の着席を求めます。

続きまして、21ページ番号7-1から22ページ番号7-4までと22ページ番号7-6から23ページ番号7-9までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

21ページ番号7-1は、再設定です。

番号7-2から22ページ番号7-4は、借受人の希望による貸付です。

番号7-6から23ページ番号7-7は、借受人の希望による貸付です。

番号7-8は、再設定です。

番号7-9は、貸付人の労力不足による貸付です。

以上、番号7-1から番号7-4まで及び番号7-6から番号7-9まで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、26ページ番号7-1から29ページ番号7-17を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

26ページ番号7-1から、29ページ番号7-17まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので14件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で0件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から34ページ番号12までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

議案第6号についてご説明します。

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

32ページ番号1から34ページ番号12まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号12の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、番号13を審議いたします。関係者の〇〇委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

番号13の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。〇〇委員の着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。37ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、38ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、40ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について6件を受理しています。

次に、41ページから42ページの非農地転用現況証明について、6件を証明しています。

次に、43ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、1件を回答しています。

次に44ページから45ページの農地転用現況確認書交付について、6件を交付しています。

次に46ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

(県農業会議会議員の事務報告)

他に事務局ありますか。

事務局（宅和局長）

先月の総会の質問で、米子市で太陽光発電の転用が多い理由が何かということでしたが、調べました所、米子市だけでなく、境港市、南部町など県西部地区で県の太陽光発電施設の転用の8割以上を占めていることが分かりました。県庁、農業会議に問い合わせましたが、特に法規制等に違いはないようです。西部の農地は、東部より開けているからではとのことでした。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

(事務連絡)

議長（高西会長）

今までのところで何かご質問ご意見はありませんか。

井田農業委員

太陽光の話がずっと出ていますが、米子市の農業委員会の中でフェンスは何メートルで強い物を使ってください。下は綺麗にシートか何とか張るとか、こういう事は決められないのですか。

議長（高西会長）

なかなかねえ、それは難しいようですわ。委員さんが色々な時に立ち会われるなどしてですが、問題は業者が聞いてくれるかどうかです。どなたかが言われましたが、年に4回草刈りをするって言っても本当に誰がそれをするのか、なかなか難しい所があるのです。県に言っているのは、県が最終的に、許可すれば問題があった時は県で責任を持って解決させると言っていますが。仮にそういう事があれば、また

県とも話して、委員さんやいろいろな人や地権者の人に迷惑がかからんようにしていかないけんなど思っておりますけども。その時には、気軽に相談をかけていただければ、出来るだけの事はさせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

他にありませんか。

これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時00分